

松江市告示第 333 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条の 2 の 6 第 1 項の規定に基づき、産業廃棄物処理施設の変更許可申請があったので、同条第 2 項において準用する同法第 15 条第 4 項の規定により、次のとおり縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、生活環境保全上の見地から意見書を提出することができる。

令和 8 年 9 月 3 日

松江市長 上定 昭仁



1 申請者

株式会社だんだんやま 代表取締役 松本 琢磨
島根県松江市学園南二丁目 5 番 13 号 203

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

松江市新庄町字大谷 1200 番地外

3 産業廃棄物処理施設の種類

管理型産業廃棄物の最終処分場

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等、燃え殻、汚泥、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鋳さい、がれき類、ばいじん、政令第 13 号廃棄物（以上 14 種類については、石綿含有産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物、水銀含有ばいじん等を含み、特別管理産業廃棄物である廃石綿等を含む。）

5 申請年月日

令和 8 年 6 月 23 日

6 縦覧場所

島根県松江市末次町 86 番地 松江市役所本庁 西エリア 3 階 環境対策課

7 縦覧期間及び縦覧時間

(1) 縦覧期間 令和 8 年 9 月 3 日から令和 8 年 10 月 5 日まで（ただし、松江市の休日（日曜日及び土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日並びに 12 月 29 日から翌年の 1 月 3 日までの日）を除く。）

(2) 縦覧時間 午前 8 時 30 分から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時まで

8 意見書の提出期等

(1) 意見書の記載内容等

意見書の形式及び媒体は問わないが、生活環境の保全上の見地からの意見、氏名、住所及び対象事業の名称を日本語で記載すること

(2) 意見書の提出期限

令和 8 年 10 月 19 日

(3) 意見書の提出先

〒690-8540 島根県松江市末次町 86 番地 松江市役所本庁 西エリア 3 階
松江市環境エネルギー部環境対策課廃棄物規制係